

犬を飼っている人へ・・・



1. 犬のフン（汚物）は必ず持ち帰りましょう。

散歩のときは、紙・袋などを用意しましょう。

【神奈川県条例により処罰されることが
あります（罰金10万円以下）】

小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

2. 必ず引き綱（リード）をつけましょう。

犬の放し飼いは禁止です。犬が苦手な人は大勢います。

【神奈川県条例により処罰されることが
あります（罰金30万円以下）】

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

3. 飼い主を明らかにしましょう。

登録申請・狂犬病予防注射等、法律で義務付けられています。

【狂犬病予防法 罰金20万円以下】

4. 犬の鳴き声・フン尿による悪臭で近隣に迷惑を かけないようにしましょう。

【家庭動物等の飼養及び保管に関する基準】

小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

※神奈川県条例…神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例

※飼い犬がいなくなった時は…

- ・小田原市環境保護課 (0465-33-1484)
- ・神奈川県動物保護センター (0463-58-3411)
- ・小田原市保健福祉事務所環境衛生課 (0465-32-8000 代)
- ・最寄の警察署

すぐに連絡しましょう！